

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年9月3日

【発行者の名称】 ハンガリー  
(Hungary)

【代表者の役職氏名】 ゴルタン・クラリ (Zoltán Kurali)  
政府公債管理機構最高経営責任者  
(Chief Executive Officer of Government Debt Management  
Agency Private Company Limited By Shares)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎 文彰

【住所】 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階  
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎 文彰

【住所】 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階  
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日 2023年10月25日

効力発生日 2023年11月2日

有効期限 2025年11月1日

発行登録番号 5 - 外債 1

発行予定額又は発行残高の上限 発行予定額 1,000億円

発行可能額 1,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、  
2024年9月3日（提出日）である。

【提出理由】 発行登録書に一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を  
提出するものである。  
(訂正内容については、本文を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 本書中、「発行者」または「ハンガリー」とあるのは、ハンガリーを指すものとする。

## 【訂正内容】

### 第一部【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。

「<第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)および  
第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)(グリーンボンド)に関する情報>

#### 第1【募集債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

注1：発行者は、以下に記載される引受人を共同主幹事会社として指名しており、円貨債券(以下「本件円貨債券」という。)および/または円貨債券(グリーンボンド)(以下「本件グリーンボンド」という。)を単本または複数本立てで起債する予定である(かかる債券を以下「本債券」と総称する。)。実際に発行される本債券の内容が決定した場合、発行登録追補書類において、各種類の本債券の情報が当該本債券の見出しの下に記載される。ただし、かかる情報が発行登録書(その後の訂正を含む。)に既に記載されている場合は、省略される。

注2：本「第一部 証券情報 - <第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)および第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)(グリーンボンド)に関する情報>」には、異なる種類の本債券についての記載がなされている。一定の記載事項について、第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)(以下「第(未定)回円貨債券」という。)および第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)(グリーンボンド)(以下「第(未定)回グリーンボンド」という。)ごとに異なる取扱いがなされる場合、または各種類の本債券ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には各種類の本債券ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第(未定)回円貨債券>および<第(未定)回グリーンボンド>の見出しの下に記載された「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第(未定)回円貨債券および第(未定)回グリーンボンドに係る各用語を指し、いずれかの種類の本債券に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の本債券に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。各種類の本債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、各種類の本債券に関する記載内容は共通事項としてまとめ、かつ例外事項があればこれを各種類の本債券ごとに示して記載している。まとめて記載した場合、これら各種類の本債券、各種類の本債券の債権者、各種類の本債券の要項、各種類の本債券の共同主幹事会社、各種類の本債券の財務代理人および各種類の本債券の財務および発行・支払代理契約証書は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」、「財務代理人」および「財務代理契約」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの種類の本債券が同一種類の本債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。本債券の債権者は、かかる債権者が保有する当該種類の本債券についてこれに基づく権利を有する。

## 1【発行主体】

本債券の創設・発行は、2024年度に係るハンガリーの中央政府予算に関する2023年法律第LV号第1条第(1)項c)号および財政に関する2011年法律第CXCIV号第5条第(2)項に従い、ハンガリーの財政の所管大臣である財務大臣により授權されている。

## 2【募集要項】

### <第(未定)回円貨債券>

債券の名称	第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	(未定)
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	(未定)	利率	年(未定)%
償還期限	(未定)年(未定)月(未定)日	申込期間	2024年(未定)月(未定)日
申込証拠金	なし	払込期日	2024年(未定)月(未定)日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本債券の譲渡および本債券に関するその他の事項については、振替法および保振機構(下記「振替機関」に定義する。)が社債等の振替に関連するその業務について振替法に基づいて随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン(以下「保振機構業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

### <第(未定)回グリーンボンド>

債券の名称	第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)(グリーンボンド)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	(未定)
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	(未定)	利率	年(未定)%
償還期限	(未定)年(未定)月(未定)日	申込期間	2024年(未定)月(未定)日
申込証拠金	なし	払込期日	2024年(未定)月(未定)日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本債券の譲渡および本債券に関するその他の事項については、振替法および保振機構(下記「振替機関」に定義する。)が社債等の振替に関連するその業務について振替法に基づいて随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン(以下「保振機構業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

## 引受けの契約の内容

### < 第(未定)回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)
会社名	住所	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		(未定)

### 元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2024年(未定)月(未定)日に調印される予定の元引受契約証書に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の(未定)%に相当する金額である。

### < 第(未定)回グリーンボンド >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)
会社名	住所	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		(未定)

### 元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2024年(未定)月(未定)日に調印される予定の元引受契約証書に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の(未定)%に相当する金額である。

## 債券の管理会社

本債券について債券の管理会社は設置されない。

## 財務代理人

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本債券に関する発行者の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者と財務代理人との間の2024年（未定）月（未定）日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および保振機構業務規程等に定められた義務を履行し、その職務を行う。かかる義務および職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

発行者は、随時、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行者は下記「11 公告の方法」に従って本債権者に対する事前の公告を行う。

保振機構が、発行者に対し、財務代理人に対する発行代理人および/または支払代理人の指定を取り消す旨の通知をなした場合には、発行者は遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を下記「11 公告の方法」に従って本債権者に対し公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、任命の効力発生日をもって、財務代理人の地位を承継し、従前の財務代理人と交替し、債券の要項、財務代理契約および保振機構業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し、その職務を行う。

## 振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「保振機構」という。)(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 保振機構には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれる。

## 財務上の特約

担保提供制限については、下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」を参照。

## その他

### (1) 信用格付業者から付与された信用格付

発行者は、本債券について、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（登録格付業者）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）に対して、格付の付与を依頼しており、本債券の発行条件の決定後速やかにかかる格付を取得できる見込みである。

発行者は、本書提出日（2024年9月3日）現在、JCRからA-の外貨建長期発行体格付を付与されている。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」の欄の右端にある「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

### (2) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行者は、本債券について、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）に対して、格付の付与を依頼しており、本債券の発行条件の決定後速やかにかかる格付を取得できる見込みである。

発行者は、本書提出日（2024年9月3日）現在、ムーディーズからBaa2の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からBBB-の長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）（これらすべて信用格付業者として登録されていない。これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）からBBBの長期発行体格付を、それぞれ付与されている。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有しており、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定期限法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブの下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）

の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および( )フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>)の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

### 3【利息支払の方法】

本債券の利息は、2024年(未定)月(未定)日(その日を含む。)からこれを付し、毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日(以下それぞれを「利払期日」という。)の年2回、各々その利払期日(その日を含む。)までの6か月分を後払いする。かかる6か月以外の期間の利息は、その期間の実日数について、年365日の日割計算により支払われる。各本債権者に支払われる利息の総額は、保振機構業務規程等に従って計算されるものとする。

本債券の利息は償還期日後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った償還を怠ったときは、償還期日(その日を除く。)から本債券の償還が実際に行われる日(その日を含む。)までの期間の実日数につき上記「2 募集要項 - 利率」に定める利率に基づく日割利息(年365日の日割計算による。)を支払う。ただし、かかる期間は、保振機構業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人(以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。)が、自己が受領した本債券全額の償還のために必要な資金を、本債券の振替を行うため保振機構に口座を開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は財務代理人が「5 元利金支払場所」最終段落に従い最終の公告を行った日以後14日を超えない。

#### 4【償還の方法】

##### (1) 満期償還

###### <第(未定)回円貨債券>

本債券は、期限前償還または買入消却されない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本債券の金額に等しい金額により償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は本債券の元金または利息の全部(または一部)を期限前に弁済することはできない。

###### <第(未定)回グリーンボンド>

本債券は、期限前償還または買入消却されない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本債券の金額に等しい金額により償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は本債券の元金または利息の全部(または一部)を期限前に弁済することはできない。

##### (2) 買入消却

発行者は、保振機構業務規程等に別段の定めがある場合を除き、公開市場等から、いかなる価格でも本債券を随時買入れることができ、買入れた当該本債券を消却するかまたは消却せしめることができる。

#### 5【元利金支払場所】

本債券の元利金の支払は、支払代理人により振替法および保振機構業務規程等に基づいて本債権者に対して、本債権者が機構加入者である場合は直接、またそれ以外の場合には、当該本債権者が本債券を記録させるために口座を開設した関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じて、行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行者から受領した本債券の元金または利息の支払に必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行者は、債券の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

本債券の元金または利息の支払期日が日本国における銀行営業日でないときは、本債権者は、日本国における翌銀行営業日まで期日の到来した金額の支払を請求することができず、またかかる支払の繰延べに関して追加利息その他の支払を請求することもできない。

いずれかの支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額を支払代理人が当該支払期日後に受領した場合には、財務代理人は、支払代理人が当該金額を受領した後、実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、下記「11 公告の方法」に従って本債権者に対してその旨ならびに延滞支払の方法および支払日を公告する。当該受領の時点で当該支払の方法もしくは支払日(またはその双方)を決定することができない場合、財務代理人は本債権者に対して当該受領ならびに決定された範囲内での当該支払の方法および/または支払日を公告し、後日、当該支払の方法および/または支払日について、その決定後速やかに公告を行う。当該公告に関して生じた一切の費用は、これを発行者の負担とする。

## 6【担保又は保証に関する事項】

- (1) 本債券は、発行者の直接、無条件および無担保の債務で、本債券間で優先劣後することなく、その時々々に未償還の発行者の他の一切の無担保かつ非劣後の対外債務と同順位で、また将来も同順位である。ただし、発行者は、いずれかのかかる他の対外債務についていかなる時点においても公平または比例的な支払を行う義務を負わず、また特に、本債券について期限が到来した金額の支払と同時にまたは本債券に係る支払のための条件として他の対外債務を支払う義務を負わない（またその逆も同じ。）。
- (2) 発行者は、本債券に未償還額がある限り、発行者またはハンガリー国立銀行が自らのまたは同行の現在または将来の資産または収入の全部または一部に対して、( )当初の満期が1年以上の発行者の公的対外債務または( )当初の満期が1年以上の1998年12月31日以前に負担したハンガリー国立銀行の公的対外債務を担保するため、担保権を設定しまたは担保権が存在することを許容する場合には、事前または同時に、本債券に基づく発行者の債務を当該担保付公的対外債務と公平かつ比例的に担保する。
- (3) 発行者は、本債券に未償還額がある限り、
- ( ) 発行者またはハンガリー国立銀行のいずれかがその時々々に存在する国際金融資産に対する完全な所有権、権限および支配権を行使することを継続して確保し、かつ、
  - ( ) 本債券に基づいて発生するすべての義務の実行、遂行または履行およびかかる義務の有効性または履行の強制可能性のためにハンガリーにおいて取得および/または実行が随時必要とされることがある、一切の政府の同意、免許、承認および許認可を正式に取得し、かつ完全な効力を有する状態で維持しており、ならびに/またはすべての登録、記録および届出（もしあれば）を実行しもしくは実行せしめなければならない。

本「第1 募集債券に関する基本事項」において、

「対外債務」とは、既存のまたは将来の債務に係る義務で、ハンガリーの法定通貨以外の通貨建てのもしくはかかる通貨により支払われる、またはその所有者の選択によりかかる通貨により支払われるものをいう。ただし、いずれかの時点でハンガリーの法定通貨がユーロとなった場合は、ユーロ建てもしくはユーロにより支払われまたはその所有者の選択によりユーロにより支払われる債券の要項に規定する債務で、その元本総額のうち50%超がハンガリー外で応募され、かつユーロが発行者の法定通貨となった日より後に発行されるものを含む。

「IMF」とは、国際通貨基金をいう。

「債務」とは、借入金に関するいずれかの者のいずれかの義務（主たる債務者として負担したのか保証人として負担したかを問わない。）をいう。

「国際金融資産」とは、ハンガリーが公式に保有するすべての金ならびにハンガリーおよびその金融当局が保有するすべての( )特別引出権、( )IMFリザーブポジションおよび( )外国為替をいう。「特別引出権」、「IMFリザーブポジション」および「外国為替」の用語は、含まれる資産の種類について、IMFの「国際金融統計」という表題の出版物で付与された意味またはIMFによって随時公式に採用される意味を有する。

「金融当局」とは、ハンガリー国立銀行および（もしハンガリーまたはその政府のためにもしくはそれらを代理して金融管理の機能を実行するときはその限度で）通貨理事会、為替安定基金もしくは国庫をいう。

「ハンガリー国立銀行」とは、ハンガリーの中央銀行であるMagyar Nemzeti Bankまたは（場合により）その時々においてハンガリーの中央銀行として行為するその他の主体をいう。

「者」とは、独立の法的人格を有するか否かにかかわらず、あらゆる個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、団体、組織、国もしくはその機関またはその他の主体をいう。

「公的対外債務」とは、( )債券、ノートまたはその他の類似の証券の形式によるか、またはこれらによって表章され、かつ( )いずれかの証券取引所、自動取引システムもしくは店頭市場またはその他の証券市場において相場が付けられ、上場され、または通常売り買いされ、またはされうる対外債務をいう。

「担保権」とは、先取特権、質権、非占有担保権、抵当権、動産担保権、担保またはその他の負担、合意もしくは取決め（類似の法的小および経済的效果を有するもので、いずれかの法域の下で前記のいずれかに類するものを含むが、これに限られない。）をいう。

「第1 募集債券に関する基本事項」において、以下の事由の一つ以上が発生していなければ、ある本債券は「未償還」とみなされる。

- ( ) 当該本債券が上記「4 償還の方法 - (2) 買入消却」に基づいて買入消却された場合、または当該本債券の償還のための発行者の支払義務が上記「5 元利金支払場所」の第一段落第二文により免責される場合、
- ( ) 当該本債券に係る元利金の請求権が下記「12 その他 - (3)」に基づいて消滅した場合、または
- ( ) 下記「8 債権者集会に関する事項」および「12 その他 - (5)」に関する限り、当該本債券が、いずれかの者（発行者を含むがこれに限られない。）により発行者のために保有されている場合、発行者により直接的もしくは間接的に所有もしくは支配されている公的機関により保有されている場合、または上記「4 償還の方法 - (2) 買入消却」に従って買い入れられたがまだ消却されていない場合。

「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に基づいて本債券のために担保権が提供される場合、発行者は「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」ならびに適用法令および規則の規定に従って、かかる担保権の設定および対抗要件具備のために必要な一切の手続をとる。かかる担保権が設定されかつ対抗要件が具備された場合、発行者は、かかる担保権が「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」ならびに適用法令および規則の規定に従って適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件が具備された旨を下記「11 公告の方法」に従って公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、管理および実行に関して発生する一切の費用はこれを発行者の負担とする。

## 7【債券の管理会社の職務】

本債券について債券の管理会社は設置されない。

### 財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約および保振機構業務規程等に定められた義務を履行し、その職務を行う。債券の要項に別途定める場合を除き、財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務も負担せず、また本債権者との間で代理または信託関係を有するものではない。財務代理契約の写しは、本債券の償還期日から1年を経過するまで、債券の要項とともに財務代理人の本店に備え置かれ、当該本店の通常の営業時間内に本債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

## 8【債権者集会に関する事項】

その時点で未償還の本債券の総額の10分の1以上にあたる本債券を保有する本債権者が、共同または単独で、発行者に対し、財務代理人の本店において債権者集会の招集について書面による請求を行ったとき（かかる本債権者は財務代理人に対し関連する保有証明書（下記「12 その他 - (5)」に定義する。）を提示するものとする。）、または発行者が必要と認めるときは、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、少なくとも21日前までに公告を行って、下記「12 その他 - (5)(c)」に定める事項または本債権者の権利に重大な影響を及ぼすと発行者が認めたその他の事項（債券の要項の修正を含む。）を議題とする債権者集会を招集する。ただし、本債券に基づく本債権者の権利の放棄の場合を除き、かかる修正には発行者の同意を必要とする。発行者は、財務代理人が発行者を代理し、債権者集会の招集および議事の進行のために必要な手続をとるようにさせる。

本債権者は当該債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行者を代理する財務代理人の定めるところに従い書面もしくは（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合には）電磁的方法をもって、その議決権を行使することができる。発行者は、その代表者を当該集会に出席させて、意見を述べさせることができる。当該債権者集会においては、各本債権者はその保有する本債券の金額に応じて議決権を有する。ただし、当該債権者集会の開催日の少なくとも7日前までに、関連する保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行者または財務代理人に対し当該保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本債権者は、当該保有証明書を発行した保振機構または（場合により）口座管理機関に対して当該保有証明書を返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をしないものとする。

当該債権者集会の決議は、その時点で未償還の本債券の総額の2分の1を超える本債券を保有する本債権者が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれをなす。かかる決議は、当該債権者集会に出席したか否かを問わず、日本国の法律上許容される範囲内ですべての本債権者に対し拘束力を有し、その執行は当該債権者集会において指名された代表者がこれにあたる。

債権者集会は日本国東京都において開催される。

本「8 債権者集会に関する事項」の適用に関しては、債権者集会において行使された議決権の数およびかかる債権者集会の定足数の算定においては、代理人、書面または（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合には）電磁的方法により議決権を行使した本債権者も、当該集会に出席し当該集会において議決権を行使したものとみなされる。

上記にかかわらず、発行者または本債権者が債権者集会の議題となる事項に関する提案を行った場合、本債権者全員が書面により、または（発行者が電磁的方法による本債権者の同意表明を認める場合には）電磁的方法により、かかる提案に対する同意を表明した場合には、本「8 債権者集会に関する事項」の第一段落のただし書きの規定を条件に、当該提案を承認する決議が債権者集会において採択されたものとみなされる。本段落に従って債権者集会において決議が採択されたものとみなされる場合、発行者は直ちにその旨および当該決議の内容を財務代理人に通知するものとする。

本「8 債権者集会に関する事項」の手續に要し、書面で証された合理的な範囲の一切の費用は、これを発行者の負担とする。

## 9【課税上の取扱い】

### (1) 税制変更による追加額の支払

本債券の元金金の一切の支払は、ハンガリーもしくはハンガリー内もしくはハンガリー内の下部行政主体またはそれらもしくはそれらにおける課税当局によりまたはこれらのために賦課、徴収、控除または査定されるいかなる性質の現在または将来の税金、賦課金、査定税額その他の公租公課（以下「関連租税」と総称する。）を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる関連租税の源泉徴収または控除が法律により必要とされる場合はこの限りでない。この場合には、発行者は、かかる源泉徴収または控除後に本債権者が受領することになる金額が、かかる源泉徴収または控除が行われなければ本債権者により受領されたであろう金額と等しくなるように追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、追加額は以下の場合には支払われない。

- (a) 本債権者が本債券の単なる保有以外の何らかの関係をハンガリーと有するために、関連租税が課される場合。
- (b) 下記「12 その他 - (2)」第二段落に定める状況において本債券の債券（下記「12 その他 - (2)」に定義する。）が発行される場合において、本債券の債券（または利札）の保有者が関連日後（かかる債券（または利札）の呈示が必要な場合）30日目の日を超えてこれを支払のために呈示したために、関連租税が課される場合。

本「9 課税上の取扱い - (1)」において、「関連日」とは、( )当該支払の最初の支払期日が到来した日、または( )支払われるべき金額の全額がかかる支払期日以前に支払代理人により受領されなかった場合には、かかる金額の全額が受領された旨の公告が上記「5 元金支払場所」最終段落に従って本債権者に行われた日のいずれか遅い日をいう。

本書第一部（本「9 課税上の取扱い - (1)」を除く。）において元金または利息というときは、本「9 課税上の取扱い - (1)」に基づいて支払われるべき元金または利息（場合による。）に係る追加額を含むものとみなされる。

### (2) 日本の租税

本債券に投資した場合の日本国における現行の課税上の取扱いは、以下のとおりである。

本債券の利息は、現行の税法の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、当該利息額に所得税および復興特別所得税の合計15.315%の税率（日本国の居住者の場合は他に住民税5%が加算され、20.315%の税率）を適用して源泉徴収が行われる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は上記税率による申告分離課税の対象とされているが、申告不要制度の適用を選択することも可能であり、かかる選択を行った場合は日本国の居住者の利子所得に係る課税関係は源泉徴収によって完了する。

内国法人の場合は、本債券の利息はその課税所得に含められ法人税の対象となるが、上記税率による源泉徴収額を一定の制限のもとで法人税額から控除することができる。

日本国の居住者が取得する本債券の譲渡（償還を含む。）益は上記の20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、本債券に係る利子所得および譲渡損益は一定の条件のもとに上場株式等を含む一定の他の有価証券に係る利子・配当所得および譲渡損益との損益通算が可能となっており、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については翌年以後3年間の繰越控除が認められる。

内国法人の場合は、本債券の譲渡（償還を含む。）損益は、法人税および住民税の課税所得の計算に算入される。

## 10【準拠法及び管轄裁判所】

発行者による本債券の発行に関する授權ならびに担保権（もしあれば）の設定、効力および実行に関する事項を除き、本債券ならびに本債券に基づいて生じる本債権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本国の法律の定めるところに従う。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に関する義務の履行地は日本国東京都とする。

発行者に対する、本債券または債券の要項に係るすべての訴訟その他の裁判上の手続（以下「訴訟等」という。）は、東京地方裁判所および当該訴訟またはその他の裁判上の手続について適用ある日本法上かかる裁判所からの上訴を審理する権限を有する日本国のその他の裁判所に提起することができ、発行者は当該裁判所の管轄権に明示的かつ無条件に取消不能の形で服することに合意する。発行者に対するかかる訴訟等はまた、ハンガリーの適用ある法律上かかる訴訟等を審理する権限を有するハンガリー国内の裁判所に対してもこれを提起することができる。発行者は、発行者がいずれかの管轄権の下において、発行者自身またはその資産もしくはその収入に関して、訴訟、強制執行、差押え（強制執行のために行われるか、判決前に行われるかもしくはその他の方法で行われるかを問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができる限りにおいて、かつ、いずれかの管轄権の下において、発行者自身またはその資産もしくはその収入について、（主張すると否とを問わず）かかる免責が適用され得る限りにおいて、当該管轄権の下における法令上許容される最大限の範囲で、かかる免責を主張しないことに合意し、かつ取消不能の形で放棄する。ただし、発行者は、（ ）1961年に調印された外交関係に関するウィーン条約で定義された、現在もしくは将来の「使節団の公館」、（ ）1963年に調印された領事関係に関するウィーン条約で定義された「領事機関の公館」、（ ）ハンガリー内もしくはその他の地域にある国の公的で非営利的な目的のためにのみ使用されるその他の財産もしくは資産、（ ）これらに関連するハンガリーの軍事施設もしくは軍事資産、または（ ）適用あるハンガリー法においてもしくはこれに従って定義される譲渡不可の国有資産および重要性の高い国有資産に関しては、かかる免責を放棄しないものとする。

発行者は、日本国において提起されるかかる一切の訴訟等に関して、日本国において訴状その他の訴訟等の手続にかかる一切の書類の送達を受領するための住所として日本国東京都所在のハンガリー大使館のその時々住所（現在、〒108-0073 日本国東京都港区三田二丁目17番14号）を指定し、その時々日本国東京都所在のハンガリー大使（またはかかる大使が不在の場合は、大使に代わって行為することを授權された東京都所在のその他のハンガリーの公務員）をかかる住所において訴状その他の訴訟等の手続にかかる一切の書類の送達を受領することのみに限定した権限を有する代理人として任命する（ただし、本「10 準拠法及び管轄裁判所」に定めるかかる指定および任命ならびにそれに伴う義務の履行は、訴状送達に関する日本国の法律が訴状送達代理人制度に法的効力を与えることを条件として効力を有するものとする。）。発行者は、本債券に未償還額がある限り、かかる指定および任命を完全に効力あらしめ、かつその効力を維持せしめるために必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）を行う。かかる授權された代理人が、その理由の如何を問わず権限ある代理人として行為しなくなったときはいつでも、発行者は自らに代わって訴状その他の訴訟等の手続にかかる一切の書類を受領する後任の権限ある東京都における送達受領代理人を直ちに任命し、当該代理人の任命を効力あらしめるために必要な一切の行為をなすことを約束し、下記「11 公告の方法」に従って直ちにその旨公告する。当該公告に関して生じ、書面で証された合理的な範囲の一切の費用は、これを発行者の負担とする。本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が適用ある法律によって認められたその他の方法で訴状その他の訴訟等の手続にかかる一切の書類の送達を行う権利に何ら影響を及ぼすものではない。

## 11【公告の方法】

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（発行者の選択による。）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。各本債権者に対する直接の通知はこれを要しない。発行者によるかかる公告は、発行者の請求があった場合に、発行者の費用負担により、財務代理人が発行者に代わってこれを行う。財務代理契約には、必要なときはいつでも、発行者が財務代理人に対し、発行者に代わってかかる公告を行うことを、書面にて請求すべき旨が規定されている。

## 12【その他】

(1) 本債券は、分割または併合はしない。

- (2) 本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債券の債権者（以下「本債権者」という。）がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合には、本債券の債券は支払期日未到来の利札を付した無記名式に限るものとする。本債権者は本債券の債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。かかる発行に要する一切の費用は発行者の負担とする。

本債券の債券が発行された場合、本債券の元利金の計算および支払の方法、本債権者による本債券に基づく権利の行使および本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他のあらゆる事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点で一般的な日本国の市場慣行に従うものとする。

- (3) 本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。
- (4) 本債券の債券原簿は、財務代理人がこれを作成、管理し、その本店に備え置く。
- (5) 以下の事由のいずれかが発生し、かつこれが継続している場合、

(a) 債務不履行事由

- ( ) 発行者が本債券のいずれかの利息について、その支払期日から15日以内に支払わなかったとき。
- ( ) 発行者が本債券または財務代理契約に基づくまたはそれらに関する自らのその他の義務の履行または遵守を怠り、いずれかの本債権者による発行者宛てのかかる懈怠についての書面による通知（ただし、かかる通知を行う際に、当該本債権者は保有証明書（以下に定義する。）を財務代理人の本店に提示しなければならない。）が発行者または財務代理人の本店に到達した後、かかる懈怠が治癒されない状態が30日間継続したとき。

(b) 期限の利益喪失事由

- ( ) (A)発行者が適法に、本債券に基づくまたは本債券に関する、自らの権利を取得し、行使することおよび自らの義務を履行し、遵守することを可能にするため、(B)これらの義務が適法で、有効で、拘束力を有し、かつ義務の履行が強制可能であることを確保するため、また(C)本債券が、ハンガリー語へ翻訳されることを条件としてハンガリーの裁判所において証拠として許容されるようにするために、実行され、充足され、または行われることがいずれかの時点で必要とされる何らかの行為、条件または事柄が、実行され、充足され、または行われておらず、いずれかの本債権者による発行者宛てのその旨の書面による通知（ただし、かかる通知を行う際に、当該本債権者は保有証明書を財務代理人の本店に提示しなければならない。）が発行者または財務代理人の本店に到達した後30日以内にこれが実行され、充足され、または行われなるとき。
- ( ) 発行者が本債券に基づくまたは本債券に関する自らの義務のいずれかを履行または遵守することが現在または将来において違法となり、いずれかの本債権者による発行者宛てのかかる違法性についての書面による通知（ただし、かかる通知を行う際に、当該本債権者は保有証明書を財務代理人の本店に提示しなければならない。）が発行者または財務代理人の本店に到達した後30日以内に発行者によってこれが治癒されないとき。

上記(a)または(b)に掲げるいずれかの事由によるときは、未償還の本債券の総額のうち25%以上を保有する本債権者から財務代理人に宛てられかつ交付された書面による通知（かかる通知には、保振機構または関連する口座管理機関が発行する当該本債券の保有を証明する、当該各本債権者の証明書（以下「保有証明書」という。）を添える。）により、すべての本債券が直ちに期限の利益を喪失することを宣言することができる。かかる宣言がなされた場合、当該宣言の日より前に発行者が当該事由を治癒または他の方法で是正しない限り、本債券のすべては本債券の金額で経過利息と共に直ちに期限の利益を喪失する。発行者は、本債権者に対してかかる宣言を上記「11 公告の方法」に従って速やかに公告するため、あらゆる合理的な努力を行うことを約束する。

(c) 期限の利益喪失宣言の取消し

財務代理人が、未償還の本債券の総額の50%以上にあたる本債券を保有する本債権者から、期限の利益喪失の宣言がなされることの原因となった本「12 その他 - (5)」の(a)債務不履行事由および/もしくは(b)期限の利益喪失事由がかかる宣言の後に治癒されもしくはそれらの事由が本債権者により放棄され、かつかか

る本債権者が財務代理人に対して当該宣言を取り消すことを要求する旨の、関連する保有証明書を付した書面による通知を受領した場合、ならびに/または上記「8 債権者集会に関する事項」に従って適法に招集され開催された債権者集会において同趣旨の決議がなされた場合、財務代理人は、発行者に対する書面による通知および上記「11 公告の方法」に従った本債権者に対する公告を行うことにより当該宣言を取り消す。これにより、かかる宣言は取り消され、爾後効力を有しない。かかる取消しは、その他もしくはその後の債務不履行事由および/もしくは期限の利益喪失事由またはそれに関係する本債権者の権利に何らの影響も及ぼさない。

本「12 その他 - (5)」の手續に要し、書面で証された合理的な範囲の一切の費用は、これを発行者の負担とする。

- (6) 本債券の元金または利息その他本債券に基づいて支払われるべき金員の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所でなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨（以下「判決通貨」という。）で表示されている場合には、発行者は本債権者に対し、( )かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日と( )かかる判決または命令（またはその一部）のために、日本円から判決通貨による表示額に換算された（または換算されたものとみなされた）日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払う。上記の約束は、発行者の本債券に基づく他の義務から独立した別個の義務であり、発行者に対する別個、独立の請求原因となり、その時々本債権者が支払を猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令にかかわらず完全に有効に存続する。
- (7) 発行者は、本債権者の同意を得ることなく、発行日、発行価格および利息の初回支払を除くすべての点で債券の要項と同一の条項および条件を有する追加の債券を随時創設し発行することができる。このようにして発行された追加の債券は、本債券と統合され、本債券と同一シリーズを構成する。ただし、当該統合がその時点における保振機構業務規程等によって認められ、かつ財務代理人によるその実施が実務上実行可能である場合に限る。

## 第2【売出債券に関する基本事項】

該当なし。

## 第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

### <第(未定)回円貨債券>

本件円貨債券による発行純手取金は、発行者の一般財源として使用される。

### <第(未定)回グリーンボンド>

本件グリーンボンドによる発行純手取金は、適格グリーン支出（以下に定義する。）の全部または一部のファイナンスまたは借換えに充当されることが意図されている。

本項において、

「適格グリーン支出」とは、グリーン・カテゴリーの一つに該当し、かつグリーンボンド・フレームワーク（以下に定義する。）に示された適格基準に適合するハンガリーの中央政府予算内での支出を意味する。

「グリーンボンド・フレームワーク」とは、ハンガリーが公表したグリーンボンド発行のためのフレームワーク（最新の更新は2023年）を意味する。本件グリーンボンドの発行に関連して、発行者はグリーンボンド・フレームワークおよび適格グリーン支出に対する発行手取金の意図された使途が国際資本市場協会（International Capital Market Association、以下「ICMA」という。）が公表したグリーンボンド原則（2021年版（2022年6月付属書1改訂））（以下「グリーンボンド原則」という。）に沿ったものであることを確認する意見書の発行につき、専門家であるサステナビリティクスを任命している。

ハンガリーは、（ ）そのグリーンボンドによる発行手取金の適格グリーン支出への充当およびそのグリーン分野別内訳ならびに（ ）適格グリーン支出の環境への影響に関する報告書を発行する見込みである。これらの情報は、ハンガリーのグリーンボンド発行手取金の充当と環境への影響に関する統合報告書および外部レビュー（以下「統合資金充当・インパクト報告書」という。）に記載されている。これらの報告書は、当該債券の発行手取金全額が適格グリーン支出に充当されるまでの間、年に1回発行される予定である。統合資金充当・インパクト報告書は、第三者コンサルタントのレビューを受ける予定である。

適格グリーン支出およびグリーンボンド・フレームワークについては、下記「第5 その他の記載事項」の「ハンガリーのグリーンボンド・フレームワーク（2023年7月）」を参照されたい。

#### 第4【法律意見】

発行者のハンガリー法律顧問として行為するソルト・シータ法律事務所より、大要、下記の趣旨のハンガリー法に関する法律意見書が出されている。

- (a) 発行者が訂正発行登録書および発行登録追補書類を関東財務局長に提出するために必要な、ハンガリーの政府官庁または機関のすべての同意、認可、許可および承認は取得されている。
- (b) 発行者によるまたは発行者のための訂正発行登録書および発行登録追補書類の関東財務局長への提出は、ハンガリー法に従って発行者により適法かつ有効に授権されており、ハンガリー法上適法である。
- (c) 訂正発行登録書および発行登録追補書類の関東財務局長への提出は、ハンガリー法のいかなる規定にも違反しない。
- (d) 訂正発行登録書および発行登録追補書類に記載された本債券の発行および募集は、ハンガリーのいかなる法律にも違反しない。

## 第5【その他の記載事項】

## 最近の展開

以下の情報は、2024年6月28日に提出された2023年12月31日に終了した年度に係る有価証券報告書（以下「2023年度有価証券報告書」という。）に記載の下記見出しに対応するハンガリーの情報を補足するものである。本書に含まれる情報が2023年度有価証券報告書（その後の訂正を含む。）に記載の情報と異なる場合には、投資家は本書中の情報に依拠すべきである。2023年度有価証券報告書（その後の訂正を含む。）に含まれるデータと本書中のデータとの間の差異は、ハンガリー国立銀行およびハンガリー中央統計局が公表する定期的な改訂および修正から生じるものである。

## 経済

## 最近の経済の業績

次の表は、表示期間のハンガリーの特定のマクロ経済統計を示している。

## マクロ経済統計の抜粋

	2023年12月31日に 終了した12カ月間	2024年3月31日に 終了した3カ月間
<b>経済データ</b>		
名目GDP（十億フォリント）	74,992.0	17,209.8
実質GDP（数量指数）	99.1	101.1
実質輸出（数量指数）	100.9	94.7
実質輸入（数量指数）	95.7	90.8
失業率（%）	4.1	4.6
消費者物価指数（前年度 = 100）	117.6	103.7
生産者価格（前年度 = 100）	107.8	95.3
国家財政赤字（十億フォリント） <sup>(1)</sup>	5,018.5	5,018.5
歳入合計（十億フォリント） <sup>(1)</sup>	31,813.6	7,952.4
公債（十億フォリント） <sup>(2)</sup>	50,865.2	54,316.1
外貨建公的債務（十億フォリント） <sup>(2)</sup>	13,678.3	15,587.8
<b>国際収支データ</b>		
経常黒字（十億ユーロ）	0.4	1.9
財およびサービスの輸出（十億ユーロ）	159.5	38.1
財およびサービスの輸入（十億ユーロ）	149.4	34.6
ハンガリー国立銀行の外貨準備高（十億ユーロ）	41.4	46.4

出典： 政府公債管理機構、ハンガリー中央統計局およびハンガリー国立銀行

注(1) 欧州国民経済体系（ESA）方式による。

(2) 中央政府債務

次の表は、表示期間の産業部門別のGDP数量指数を示している。

GDP（生産アプローチ）の数量指数（暫定データ）

	2023年12月31日 に終了した 12カ月間	2024年3月31日 に終了した 3カ月間
	(前年度の対応期間 = 100.0)	
農業、林業および漁業	168.7	100.4
鉱業および採石業	n/a	n/a
製造業	96.0	95.2
電気、ガス、蒸気および空調供給業	n/a	n/a
水供給業、下水処理ならびに廃棄物管理および浄化活動	n/a	n/a
鉱工業合計	94.9	95.8
建設業	94.4	103.0
卸売および小売、自動車およびバイクの修繕	90.3	97.0
運輸、保管業	94.4	104.2
宿泊および飲食サービス業	99.1	105.2
情報通信業	102.4	109.8
金融および保険業	100.4	101.3
不動産業	101.1	105.0
専門、科学および技術的活動	96.7 <sup>(1)</sup>	102.7 <sup>(1)</sup>
管理および支援サービス業	n/a	n/a
行政および防衛、義務的社会保障	98.6	99.7
教育	100.8	106.6
保健および社会事業	109.1	100.4
芸術、娯楽およびレクリエーション	100.8 <sup>(2)</sup>	107.3 <sup>(2)</sup>
その他のサービス	n/a	n/a
世帯活動	n/a	n/a
GDP（基準価格による）	n/a	n/a
製品への補助金差引後の税金	n/a	n/a
GDP（購入者価格による）	99.1	101.1

出典：ハンガリー中央統計局

注(1) 管理および支援サービスを含む。

(2) 家庭用品の修理およびその他のサービスを含む。

## 貿易及び国際収支

## 国際収支

次の表は、表示期間におけるハンガリーの国際収支を表したものである。

## 国際収支

	2023年	2024年第1四半期
	(単位:百万ユーロ)	
<b>1.経常収支純額(1.A+1.B+1.C)</b>	<b>377.6</b>	<b>1,859.8</b>
<b>1.A.財およびサービス純額</b>	<b>10,105.7</b>	<b>3,410.5</b>
輸出	159,508.1	38,059.9
輸入	149,402.5	34,649.5
1.A.a.財純額	279.0	1,262.2
輸出	126,131.4	30,349.1
輸入	125,852.4	29,086.9
1.A.b.サービス純額	9,826.6	2,148.2
輸出	33,376.8	7,710.8
輸入	23,550.1	5,562.6
<b>1.B.第一次所得純額</b>	<b>-7,147.3</b>	<b>-1,291.8</b>
1.B.1.従業員報酬純額	2,599.5	674.1
1.B.2.投資所得純額	-11,093.6	-2,254.5
1.B.2.1.直接投資所得純額	-7,776.1	-1,643.2
1.B.2.2.証券投資所得純額	-2,244.2	-588.4
1.B.2.3.その他の投資所得純額	-1,768.2	-275.0
1.B.2.4.準備資産純額	694.9	252.1
1.B.3.その他の第一次所得純額	1,346.7	288.6
うち、EU内の移転	1,346.7	288.6
<b>1.C.第二次所得純額</b>	<b>-2,580.7</b>	<b>-259.0</b>
うち、EU内の移転	-1,197.7	91.8
<b>2.資本収支純額</b>	<b>1,909.0</b>	<b>286.2</b>
うち、EU内の移転	2,273.6	239.7

	2023年	2024年第1四半期
	(単位：百万ユーロ)	
<b>3.金融収支（純資産）(3.1+3.2+3.3+3.4+3.5)</b>	<b>-1,118.8</b>	<b>500.0</b>
<b>3.1.直接投資（純資産）</b>	<b>-2,429.5</b>	<b>-1,207.2</b>
3.1. 国外（純資産）	3,425.0	828.4
3.1.1. 株式（純資産）	2,742.3	540.2
3.1.1.1. 収益の再投資を除く株式（純資産）	962.4	250.0
3.1.1.2. 収益の再投資（純資産）	1,779.9	290.2
3.1.2. 債券（純資産）	682.7	288.2
3.1.2.1. 資産	-1,229.2	394.7
3.1.2.2. 負債	-1,911.9	106.5
3.1. ハンガリー国内（純負債）	5,854.5	2,035.6
3.1.1. 株式（純負債）	5,977.4	1,625.0
3.1.1.1. 収益の再投資を除く株式（純負債）	1.2	80.5
3.1.1.2. 収益の再投資（純負債）	5,976.2	1,544.6
3.1.2. 債券（純負債）	-122.9	410.6
3.1.2.1. 資産	-460.3	2,591.5
3.1.2.2. 負債	-583.3	3,002.1
<b>3.2.証券投資（純資産）</b>	<b>-8,396.7</b>	<b>-3,859.7</b>
3.2. 資産	6,494.0	573.2
3.2. 負債	14,890.7	4,432.9
<b>3.3.金融デリバティブ（準備金を除く。）（純資産）</b>	<b>2,444.4</b>	<b>-315.1</b>
3.3. 資産	-15,197.7	-2,837.5
3.3. 負債	-17,642.0	-2,522.4
<b>3.4.その他の投資（純資産）</b>	<b>4,664.3</b>	<b>1,476.6</b>
3.4. 資産	1,512.0	316.8
3.4. 負債	-3,152.3	-1,159.7
<b>3.5.準備資産</b>	<b>2,598.7</b>	<b>4,405.6</b>
<b>備忘項目：</b>		
<b>純対外資金調達能力</b>		
純対外資金調達能力（経常収支および資本収支）	2,286.6	2,145.9
金融勘定収支	-1,118.8	500.0
誤差（誤差脱漏純額）	-3,405.4	-1,645.9
<b>準備資産（ストック）</b>	<b>41,404.6</b>	<b>46,373.3</b>
<b>外貨建総対外債務（直接投資債務証券を除く。）<sup>(1)</sup></b>	<b>90,130.0</b>	<b>91,808.2</b>
うち、一般政府および中央銀行	38,950.1	39,099.4
<b>外貨建対外債務純額（直接投資債務証券を除く。）<sup>(1)</sup></b>	<b>-1,061.6</b>	<b>-4,538.7</b>
うち、一般政府および中央銀行	922.3	-3,369.1

出典： ハンガリー国立銀行

注(1) 「対外債務統計：統計作成者およびユーザーのためのガイド」に定義されている対外債務を指す。エクイティおよび金融デリバティブ商品を除く。

## 外国貿易

暫定値によると、2024年3月31日に終了した3カ月間の輸出総額は36,475百万ユーロであり、輸入総額は32,632百万ユーロであった。

ハンガリー中央統計局の当初の見積りによると、2024年6月30日に終了した6カ月間の輸出総額は73,134百万ユーロであり、輸入総額は65,445百万ユーロであった。

## ハンガリーの債務

### 公債

2024年3月31日現在、公債合計は54,316.1十億フォリント、対内公債は38,099.1十億フォリント、対外公債は15,587.8十億フォリント、その他の負債は629.3十億フォリントであった。

2024年6月30日現在、公債合計は54,870.8十億フォリント、対内公債は38,710.6十億フォリント、対外公債は16,006.6十億フォリント、その他の負債は153.6十億フォリントであった。

## その他

### EUとの関係

欧州委員会は、ハンガリーによる難民申請者の権利の保障に関連する継続中の侵害手続の一環として、欧州司法裁判所に対して侵害訴訟を提起した。2024年6月13日、欧州司法裁判所は、難民および国際的保護に関するハンガリー法の一定の要素に係る2020年の従前の判決の不執行に関する判決を言い渡した。欧州司法裁判所は、ハンガリー法がEU法に合致していないとして、200百万ユーロの一時金および1日当たり1百万ユーロの定期的な不執行金の支払い（2020年の判決を遵守する日まで支払われる。）を課した。不執行金の支払いおよび欧州司法裁判所の判決の執行に関する交渉が行われている。不執行金に対応するために必要な予算源は、ハンガリー政府の裁量で設定することができる。

## ハンガリーのグリーンボンド・フレームワーク（2023年7月）

### (A) グリーンボンド・フレームワーク

グリーンボンド・フレームワークは、ICMAが公表したグリーンボンド原則の自主的ガイドラインに沿って作成されたものである。さらに、グリーンボンド・フレームワークは、最新の市場慣行、特にEUタクソミーおよび今後のEUグリーンボンド基準を可能な限り考慮に入れることを意図している。グリーンボンド・フレームワークを策定する際には、日本の環境省のグリーンボンド・ガイドライン（2022年版）や、中国グリーンボンド基準委員会による中国グリーンボンド原則（2022年版）も考慮されている。

グリーンボンド・フレームワークは、以下の構成要素に沿って提示される。

- (a) 調達資金の使途
- (b) 支出の評価・選定プロセス
- (c) 調達資金の管理
- (d) レポーティング
- (e) 外部レビュー

#### a. 調達資金の使途

グリーンボンド・フレームワークの下でのハンガリーの発行による正味調達資金に相当する金額は、グリーン・カテゴリーのいずれかに該当し、かつ以下の表に表示された適格基準に適合する適格グリーン支出の全部または一部のファイナンスまたは借換えに充当されることが意図されている。

適格グリーン支出には、投資支出、介入支出、税支出および選定された運営支出が含まれる。適格グリーン支出には、政府機関および他の公的部門機関に対する支出も含まれる可能性があるが、これらの機関が自らグリーン資金を調達しないことを条件とする。また、既に特定の資金を得ている予算支出（例えば、EUが資金提供する支出、EUの排出量取引制度の排出枠の売却収入、特定の税または欧州投資銀行のような国際開発金融機関やその他の国際機関）は、二重計上を避けるために資金調達の対象から除外されている。ハンガリーがグリーン・プロジェクトに協調融資する場合には、ハンガリー政府が融資した金額のみを適格グリーン支出に含めることが確保される。

適格基準は、気候変動の緩和および気候変動への適応に関するEUタクソミー気候委任法の実質的貢献基準をベストエフォート・ベースで考慮している。さらに、ハンガリーは、重大な害を及ぼさない（Do No Significant Harm）ための基準を可能な限り考慮に入れる。グリーンボンド・フレームワークの下で、ハンガリーは当初、クリーン輸送カテゴリーの選定された活動、エネルギー効率（グリーンビルディングを含む。）カテゴリーの選定された活動および再生可能エネルギー・カテゴリーの選定された活動について、重大な害を及ぼさないための基準との整合性を図ることに焦点を当てていた。詳細については、セカンドパーティ・オピニオン（以下に定義する。）のEUタクソミー評価を参照されたい。ハンガリーは、ベストエフォート・ベースで、重大な害を及ぼさないための分析を、追加のカテゴリーおよび経済活動にも段階的に拡大することを企図している。

EUタクソミーにおける最低限の社会的セーフガードは、適格な活動が責任ある企業行動の主要な国際基準に従って実施されることを要求している。ハンガリーは、法律と憲法によってそのような基準を満たしており、OECD多国籍企業行動指針、国連のビジネスと人権に関する指導原則および国際労働機関の中核的労働条約にも署名している。

さらに、この表では、カテゴリーごとに、国連の持続可能な開発目標およびEUタクソミーの下の経済活動と環境目標に対するマッピングを可能な限り行っている。支出の例は説明のためにのみ記載されたものであって網羅的なものではないため、記載されたものに限定されるものではない。

グリーン・カテゴリー	適格グリーン支出の内容	適格な支出の例
<p><b>クリーン輸送</b></p> <p><b>EUの環境目標と活動（該当する場合）</b></p> <p>気候変動緩和</p> <p>6.1. 都市間鉄道旅客輸送</p> <p>6.3. 都市および郊外輸送、道路旅客輸送</p> <p>6.5. 二輪車、乗用車および小型商用車による輸送</p> <p>6.13. パーソナルモビリティ、サイクルロジスティクスのインフラ</p> <p>6.14. 鉄道輸送のためのインフラ</p> <p>6.15. 低炭素道路交通および公共交通を実現するインフラ</p>	<p>化石燃料による輸送からの依存度を低減することを目的とした適格支出</p> <p>このカテゴリーの対象支出は、グリーンボンド・フレームワークのセカンドパーティ・オピニオンの別紙1に定義される関連する経済活動のためのEUタクソノミーの実質的貢献基準も満たす必要があることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のいずれかを含む鉄道および道路旅客輸送</li> <li>- 直接テールパイプ二酸化炭素排出量ゼロの列車および客車</li> <li>- 必要なインフラを備えた軌道上で運行される場合には直接テールパイプ二酸化炭素排出量がゼロであり、このようなインフラがない場合は従来型のエンジンを使用する（バイモード）路面電車</li> <li>- 直接テールパイプ二酸化炭素排出量がゼロであるか、または2025年までは、車体がCA、CB、CCおよびCDに分類され、かつ最新のEURO VI基準を満たす、M2およびM3のカテゴリーに属するバス</li> <li>・以下のいずれかを含む軽量車両</li> <li>- テールパイプ二酸化炭素排出量ゼロの車両（例：水素、燃料電池および電気自動車）</li> <li>- 2025年までは、テールパイプ二酸化炭素排出量が走行1 km当たり50g以下の車両</li> <li>・以下のいずれか専用のインフラ</li> <li>- 鉄道輸送</li> <li>- 公共および低炭素道路輸送</li> <li>- アクティブモビリティ</li> </ul> <p>化石燃料の輸送に特化したインフラは除く。</p>	<p>統合輸送開発運用計画プラス（IKOP Plusz）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 鉄道線路、発電所、橋、信号ネットワーク、軌道側インフラおよび関連するサブシステムなどの鉄道インフラ（都市間、郊外および地方の鉄道インフラを含む。）の拡充・改善・整備に関連する投資支出</li> <li>- 電気車両、大型旅車、バイモード車両および水素燃料電池列車への投資</li> <li>- 低炭素地下鉄、路面電車およびバス路線の開発と改良への投資</li> <li>- 鉄道公共交通サービス(すなわち、EU指令に基づく鉄道インフラの管理運営における公共サービス部分)への融資</li> <li>- 個人向け電気自動車の登録税免除</li> <li>- サイクルレーンや自転車ネットワーク関連の投資支出</li> </ul>

<p><b>土地利用と生物資源</b></p> <p><b>EUの環境目標</b></p> <p>気候変動緩和</p> <p>1.2. 極端気象現象後の再植林と天然林再生を含む森林の修復と復元</p> <p>1.3. 森林管理</p> <p>1.4. 保全林業</p> <p>気候変動への適応</p> <p>生物多様性と生態系の保護と回復</p>	<p>持続可能な土地利用および保護ならびに生物多様性の促進のための適格支出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内法またはEU法に従った持続可能な農業</li> <li>・ 国内法に従った持続可能な森林管理</li> <li>・ 生物多様性および生態系の保護と回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハンガリーの共通農業政策（CAP）</li> <li>- 有機農業を含む環境/気候に優しい土地管理を実践するための、農家に対する農業環境支払金</li> <li>- Natura2000の農業・森林管理を支援するための地域ごとの支払金</li> <li>- 持続可能な森林管理に関連する投資への融資</li> <li>- 国立公園および遺伝子保全機関・業務を支援するための補助金や運営費</li> <li>・ 国家生物多様性戦略と国家自然保護プログラム</li> <li>- LIFE Nature and Biodiversityサブプログラムや環境・エネルギー実施プログラム（EEOP）などのEU基金の支援の下、地域ごとの保全と回復のための対策への資金提供および特定の種を対象とした対策への資金提供</li> </ul>
---	---	---

<p><b>エネルギー効率（グリーンビルディングを含む。）</b></p> <p><b>EUの環境目標と活動（該当する場合）</b></p> <p>気候変動緩和</p> <p>7.1. 新築工事</p> <p>7.2. 既存建物の改修</p> <p>7.3. 省エネ機器の設置・保守・修理</p> <p>7.5. 建物のエネルギー性能の測定・規制・制御のための機器および装置の設置・保守・修理</p> <p>7.6. 再生可能エネルギー技術の設置・保守・修理</p> <p>7.7. 建物の取得および所有</p>	<p>エネルギー効率の高い建物の開発および省エネとエネルギー効率改善プロジェクトを促進するための適格支出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のいずれかを含むエネルギー効率の高い建物</li> <li>- BREEAM（「とても良い」以上）、LEED（ゴールド以上）もしくはこれらと同等の認定レベルの認証のいずれかの認証を取得しているかまたは取得予定の建物の新築および大規模改修</li> <li>- 2020年12月31日以降に建設された建物の場合：一次エネルギー需要（PED）が、2010/31/EU指令を実施する国内の措置においてニアリー・ゼロ・エネルギー・ビル（nZEB）の要件として設定された閾値より10%以上低いもの</li> <li>- 2020年12月31日までに建設された建物の場合：エネルギー性能証明書がA級であるか、または一次エネルギー需要（PED）が国もしくは地域の建物全体の上位15%以内であるもの</li> <li>- 一次エネルギー需要（PED）を30%以上削減するための大規模改修</li> <li>・グリーンボンド・フレームワークのセカンドパーティ・オピニオンの別紙1に定義される関連する経済活動に対するEUタクソノミーの実質的貢献基準を満たすエネルギー効率化措置（以下のいずれかを含むがこれらに限定されない。）</li> <li>- 省エネ機器の設置・保守・修理（例：エネルギー効率の高い照明器具の設置・交換ならびに暖房、換気、空調および給湯システムの設置・交換・保守・修理）</li> <li>- 建物のエネルギー性能の測定・規制・制御のための機器および装置の設置・保守・修理（例：区画式またはスマート・サーモスタット、照明制御システム、エネルギー管理システムならびにガス、暖房、冷房および電気用スマートメーターの設置・保守・修理）</li> <li>- 再生可能エネルギー技術の設置・保守・修理（例：太陽光発電システム、太陽熱温水パネル、ヒートポンプまたは熱もしくは電気エネルギー貯蔵システムおよび付帯的技術装置の現場での設置・保守・修理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 環境・エネルギー効率化実施計画プラス（KEHOP Plusz）</li> <li>- 公共建築物の断熱性能改善などのエネルギー効率化改修措置への投資</li> <li>- 公的部門の建物の再生可能エネルギー・プロジェクトに対する補助金</li> </ul>
--	---	---

<p><b>再生可能エネルギー</b></p> <p><b>EUの環境目標と活動（該当する場合）</b></p> <p>気候変動緩和</p> <p>4.1.太陽光発電技術による発電</p> <p>4.2.集光型太陽熱発電（CSP）技術による発電</p> <p>4.3.風力発電</p> <p>4.5.水力発電</p> <p>4.6.地熱発電</p> <p>4.8.バイオエネルギーによる発電</p> <p>4.9.送電・配電</p> <p>4.10.蓄電</p> <p>4.11.蓄熱</p> <p>4.12.水素の貯蔵</p> <p>4.14.再生可能・低炭素ガスの輸送・配送網</p> <p>4.15.地域冷暖房配送</p> <p>4.21.太陽熱暖房による熱・冷熱生産</p> <p>4.22.地熱エネルギーによる熱・冷熱生産</p> <p>4.24.バイオエネルギーによる熱・冷熱生産</p>	<p>再生可能エネルギーの開発を加速させるための適格支出</p> <p>このカテゴリーの対象支出は、グリーンボンド・フレームワークのセカンドパーティ・オピニオンの別紙1に定義される関連する経済活動のためのEUタクソノミーの実質的貢献基準も満たす必要があることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電および熱・冷熱生産のための再生可能エネルギー・インフラ（以下のいずれかを含む。）</li> <li>- 太陽エネルギー</li> <li>- 陸上および洋上風力エネルギー</li> <li>- 地熱エネルギー（ライフサイクル温室効果ガス排出量が100g CO<sub>2</sub>e/kWh未満の場合）</li> <li>- 化石燃料と比較して温室効果ガス排出量を80%削減し、持続可能な原料から調達したバイオエネルギー</li> <li>- 水力発電（以下の基準のいずれかに適合する場合：（ ）ライフサイクル温室効果ガス排出量が100g CO<sub>2</sub>e/kWh未満であるか、（ ）流れ込み式水力発電所であって人工貯水池を有しないか、または（ ）施設の電力密度が5 W/m<sup>2</sup>以上であるもの）</li> <li>・再生可能エネルギー技術の展開を促進する資産（以下のいずれかを含む。）</li> <li>- エネルギーの貯蔵（電気、水素、熱エネルギーを含む。）</li> <li>- 電力を輸送する送電システム</li> <li>- 再生可能・低炭素ガス（水素を含む。）の輸送・配送網</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・エネルギー効率化実施計画プラス（KEHOP Plusz）</li> <li>- 再生可能エネルギー源による発電量増加のための補助金</li> <li>- 再生可能エネルギー源による暖房・冷房インフラ整備への投資</li> <li>- 炭素を含まない水素の製造および貯蔵のための設備および技術の取得および設置への投資</li> </ul>
<p><b>汚染防止・管理</b></p> <p><b>EUの環境目標と活動（該当する場合）</b></p> <p>気候変動緩和</p> <p>5.5.発生源分離画分における非有害廃棄物の収集と輸送</p> <p>5.9.非有害廃棄物からの物質回収</p> <p>汚染、防止および管理</p>	<p>汚染削減および循環型経済の発展の促進に関する適格支出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物管理（以下のいずれかを含む。）</li> <li>- 廃棄物の収集・分別を含む再利用可能な物質を回収するためのインフラ・技術</li> <li>- 廃棄物処理・再利用のためのインフラ・技術（非有害廃棄物のみ）</li> <li>・汚染された土地の修復と復元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地事業者やNGOの支援</li> <li>- 廃棄物管理サービスを支援するための地方自治体および地方公益事業者への投資および補助金</li> <li>- 環境・エネルギー効率化実施計画プラス（KEHOP Plusz）</li> <li>- 廃棄物の管理と処理を改善するためのインフラとプロセスへの投資</li> <li>- 汚染地の環境修復投資</li> </ul>

<p><b>持続可能な水・廃水管理</b></p> <p><b>EUの環境目標と活動（該当する場合）</b></p> <p>気候変動緩和</p> <p>5.1. 集水、処理および供給システムの建設、拡張および運営</p> <p>5.2. 集水、処理および供給システムの更新</p> <p>5.3. 廃水の収集および処理の建設、拡張および運営</p> <p>5.4. 廃水の収集および処理の更新</p> <p>5.6. 下水汚泥の嫌気性消化水と海洋資源の持続可能な利用と保護</p>	<p>持続可能な水・廃水管理の促進に関する適格支出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水・廃水管理（以下のいずれかを含む。）</li> <li>- クリーンな水と水の効率化のためのインフラと技術</li> <li>- 廃水処理のためのインフラと技術</li> <li>- 雨水管理および下水道分離を含む、集水および都市排水インフラの建設または維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地事業者やNGOの支援</li> <li>- 水・廃水管理サービスを支援するための地方自治体および地方公益事業者への投資および補助金</li> <li>・国家水道事業再建基金</li> <li>- 上下水道管再建支援のための介入支出</li> <li>・ハンガリーの共通農業政策（CAP）</li> <li>- 個人農家や地域機関への水利用効率向上のための補助金</li> </ul>
<p><b>気候変動への適応</b></p> <p><b>EUの環境目標</b></p> <p>気候変動への適応</p> <p>水と海洋資源の持続可能な利用と保護</p>	<p>適応を強化し、気候の回復力を促進するための適格支出（以下のいずれかを含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 気候変動の影響（洪水、山火事、干ばつ、異常気象など）に関連する回復力の強化とリスク管理を支援する措置</li> <li>- 気象および環境条件の監視および予測を支援する措置</li> <li>- 地域社会による気候変動の監視、積極的な働きかけおよび対応能力の構築、リスク評価ならびに準備態勢の強化を支援する措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・エネルギー効率化実施計画プラス（KEHOP Plusz）</li> <li>- 気候変動に直面しているハンガリーの水資源と水流の状況に関する監視・情報システムに関連する資金提供</li> <li>・気象サービス</li> <li>- 大気保全に関連する資金提供</li> </ul>
<p><b>研究・革新および意識向上</b></p> <p><b>EUの環境目標</b></p> <p>気候変動緩和</p> <p>気候変動への適応</p>	<p>気候と環境に関する知識と革新を強化・促進するための適格支出（以下のいずれかを含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 持続可能な農業</li> <li>- 持続可能な林業</li> <li>- 再生可能エネルギーの利用とエネルギー効率化の促進</li> </ul> <p>研究の実現のために関連性および必要性が認められる場合に限り、管理費などのすべての無形支出を含める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンガリーの共通農業政策（CAP）</li> <li>- 教育および助言サービスを通じた、個人農家や地域機関によるエネルギー効率化措置の実施の支援</li> <li>- 教育および助言サービスを通じた、個人農家や個人の森林所有者による持続可能な土地利用の実施の支援</li> </ul>

### 除外基準

グリーンボンド・フレームワークにおいて、グリーンボンドの調達資金の充当の際に、以下の部門に明確に特化した支出は除外される。

- 原子力
- 武器・防衛部門
- 化石燃料の生産と発電

### b. 支出の評価・選定プロセス

ハンガリーのグリーンボンド・フレームワークのガバナンスについて、財務省は、政府公債管理機構（以下「ÁKK」という。）と協力して、運営委員会ならびにÁKKおよび下記の省庁<sup>（注）</sup>の幹部職員および代表者で構成される政府間作業部会（以下「IWG」という。）を設置した。

- 財務省（議長）
- エネルギー省
- 建設・交通省
- 経済発展省
- 農業省
- 内務省
- 文化・革新省
- 首相府

（注）その後、省庁の名称の変更および組織変更があったため、現在、グリーンボンド・フレームワークに関与している省庁は以下のとおりである。

- 財務省（議長）
- エネルギー省
- 建設・交通省
- 国家経済省
- 農業省
- 行政・地域開発省

## 総合評価・選定プロセス

適格グリーン支出の評価および選定は、IWGが毎年実施する。IWGは、グリーン支出となる可能性のある支出を含めることおよびその評価について議論する際に十分なレベルの専門知識を確保するために、必要に応じて他の省庁や国家機関の関連する代表者と緊密に協力している。

各関連省庁は、ハンガリーのグリーンボンド・フレームワークにおける適格グリーン支出の定義との整合性（すなわち、上記「a. 調達資金の使途」に沿っていること）を示すために、必要レベルの詳細情報とともに予算経費のリストの提供を要請される。各予算明細は、特定の明細参照コードを介して、プロジェクトを担当する省の専門チームによって個別に審査される。次のステップとして、IWGは、適格となる可能性のある支出を検討し、その支出が適格グリーン支出の適格基準および定義に適合しているかどうかを検証する。財務省がプロセスの調整を担当している。運営委員会は、選定された支出を、統合グリーンボンド報告書の一部として適格グリーン支出として承認する。

適格グリーン支出の評価・選定プロセス	
作業内容	責任主体
運営委員会とIWG議長職 特定プロセスの調整	財務省

潜在的グリーン支出の特定	各関係省庁（特に以下の省庁）（注）： <ul style="list-style-type: none"> <li>- 財務省（議長）</li> <li>- エネルギー省</li> <li>- 建設・交通省</li> <li>- 経済発展省</li> <li>- 農業省</li> <li>- 内務省</li> <li>- 文化・革新省</li> <li>- 首相府</li> <li>- ÁKK</li> </ul>
潜在的グリーン支出の評価と選定	政府間作業部会（IWG）
適格グリーン支出の承認	運営委員会

（注）その後、省庁の名称の変更および組織変更があったため、現在の関係省庁は以下のとおりである。

- 財務省（議長）
- エネルギー省
- 建設・交通省
- 国家経済省
- 農業省
- 行政・地域開発省
- ÁKK

## 年次レビュー、更新および報告

承認された後、IWGは、支出がグリーンボンド・フレームワークの適格基準および除外基準を継続的に遵守しているかどうかの監視に尽力する。適格グリーン支出に関連する潜在的な環境リスクおよび/または社会リスクは、ハンガリーの一般的で包括的な法律および管理手順を通じて特定され、管理される。グリーンボンドを通じて調達されるすべての支出は、既存の法的枠組みを遵守しなければならない。さらに、IWGは、少なくとも年1回、承認された支出に関連する潜在的なESGに関する論争をモニターする。主に適格であると特定されているが、ESGに関する重大な論争の対象となっている支出はいずれも、適格支出のプールから除外される。

以下の手続、責任および業務の分担は、統合グリーンボンド報告書作成のための手続規則に詳述されている。手続規則は、運営委員会の事前の同意がある場合にのみ改正することができる。

段階ごとの詳細については、以下を参照されたい。

1. **支出の審査**：この段階では、各省庁は、すべての潜在的な適格支出を確実に特定するために個別案件ごとに分析を行い、上記「a. 調達資金の使途」に記載された基準の下で適格支出を確実に特定するために、その保有するすべての関連情報をIWGに提供する。
2. **支出の評価**：審査段階の後、IWGは省庁から提供された情報を統合し、ハンガリーのグリーンボンド・フレームワークに対する潜在的なグリーン支出の適合性を評価するための分析を実施する。この段階で、IWGは、二重計算を避けるために、既に専用資金を得ている予算支出を除外することも確認する。
3. **潜在的な適格支出の選定**：この分析に基づいて、IWGは、ハンガリーのグリーンボンド・フレームワークに含めることができる適格グリーン支出の選定を行う。
4. **適格グリーン支出の検証**：財務省は適格グリーン支出を記載した表を作成し、かかる表は、IWGとともに、データの提供およびインタビューや協議への参加によって検証される。
5. **支出の年次レビュー**：IWGは支出の年次レビューを実施し、グリーンボンド・フレームワークの適格基準に対する支出の適合性を評価する。

6. **不適格な支出の差換え**：ESGに関する重大な論争がある場合、またはグリーンボンド・フレームワークに記載された基準に適合していない場合、IWGは、調達資金をグリーンボンド・フレームワークに適合した支出に再充当する。
7. **フレームワークの更新**：IWGは、持続可能な金融市場の発展とハンガリー政府のグリーン支出の双方を反映するために、必要に応じてグリーンボンド・フレームワークを定期的に更新する。
8. **レポートニング**：IWGは、資金充当とインパクトに関する報告を提示する統合グリーンボンド報告書の発行を担当している。運営委員会は、かかる報告書を承認する責任を負う。

### c. 調達資金の管理

財務省が適格グリーン支出の追跡を管轄しており、これは、調達資金の充当によって同じ予算充当が重複して掲載されることがないことを確保するため、元本ベースで毎年行われる。

IWGは、データを収集し、適格グリーン支出のレベルを監視する。適格グリーン支出には、 ) 発行年度の直前2 予算年度の支出 (可能な限り、n-1 予算年度内の支出を優先する。 )、 ) 発行年の支出、および/または ) 発行後2年以内の将来の予算支出が含まれる。

ハンガリーが発行したグリーンボンドによる調達資金の充当は、全額が充当されるまで毎年、統合グリーンボンド報告書の一部として、IWGによって見直され、次いで運営委員会による承認を受ける。そのため、IWGは定期的に会合を開催し、運営委員会は毎年会合を開催する。

新たに発行されたグリーンボンドの調達資金が適格グリーン支出に全額充当されるまで、財務省は、未充当の調達資金を記録する。万一、ある1年間の調達資金が当年度および直前2年度の利用可能な支出を上回っていることが判明した場合、残りの未充当調達資金は、翌年度の予算から適格グリーン支出に充当される。未充当調達資金は、ハンガリー財務省の一般的な流動性管理方針に従って管理される。

将来のグリーンパンダ債の発行のような特定のケースでは、グリーンボンドの充当プロセスは、現地の要件を満たすように調整される。例えば、全額が充当されるまで、グリーンパンダ債の正味調達資金は、ハンガリー財務省の一般的な流動性管理方針に従って一時的に運用され、最大投資期間は12か月である。

調達資金の管理プロセス	
作業内容	責任主体
適格グリーン支出のデータ収集とモニタリング	政府間作業部会 (IWG)
調達資金の充当の承認	運営委員会
グリーンボンド未充当資金の記録	財務省

### d. レポートニング

ハンガリーは、グリーンボンドの発行に関する透明性の高い報告を投資家に対して行うことを約束している。グリーンボンド発行の翌年以降、グリーンボンドの調達資金が全額充当されるまでの毎年、または当初の見積もりを修正する必要がある場合、資金充当報告書と環境インパクト報告書を併せた統合グリーンボンド報告書が発行される。報告は、ICMAのグリーンボンド原則の要件に基づくもので、報告の内容および種類に関する新たな要件および進展があった場合には調整することができる。ハンガリーは、ガイドラインに関連する更新を考慮しつつ、ICMAのインパクト・レポートニングに関する共通フレームワーク (2022年6月版) において提示された勧告に、可能な限り最大限に従う。かかる報告書は、債券の満期までの間、ÁKKのウェブサイトのグリーンボンドのセクションで閲覧できるようになっている。

IWGは統合グリーンボンド報告書の作成に責任を負う。当該報告書は、毎年行われる国家予算の監査の後、毎年第4四半期に発行が予定されている。ハンガリーは、中国におけるグリーンパンダ債発行の場合の中国グリーンボンド原則など、現地市場の特定の推奨事項に対応するために、より高い頻度での資金充当報告の実施を選択できる。

各関係省庁は報告データを収集し、統合グリーンボンド報告書の各セクションのドラフトを作成する。各関係省庁は、予算局と協力して、各省庁の適格グリーン支出の充当状況を監視する。IWGが統合グリーンボンド報告書のレビューを、運営委員会が当該報告書の承認を担当する。財務省は全体の調整を担当する。

運営委員会による最終的な承認に先立ち、ÁKKは、独立した第三者による統合グリーンボンド報告書（資金充当およびインパクトに関する章を含む。）の審査プロセスを調整する。

グリーンボンドの報告プロセス	
報告プロセスの調整	財務省
データ収集と統合グリーンボンド報告書のドラフト作成	各関係省庁（特に以下の省庁）（*）： - 財務省（議長） - エネルギー省 - 建設・交通省 - 経済発展省 - 農業省 - 内務省 - 文化・革新省 - 首相府 - ÁKK
レビューと事前検証	政府間作業部会（IWG）
外部レビュー（**）	サステイナリティクス
最終承認	運営委員会

（\*）上記「b. 支出の評価・選定プロセス」内の「適格グリーン支出の評価・選定プロセス」の表の注記を参照されたい。

（\*\*）下記「e. 外部レビュー」を参照されたい。

## 資金充当報告

資金充当報告は、調達資金が現在のグリーンボンド・フレームワークの適格グリーン支出の基準に従って充当されたことを示すことを意図している。報告には、可能な限り、以下の情報を含める。

- 過去1年間の発行に関する一般的な情報（調達資金の合計額を含む。）
- 報告期間の終了時点で適格グリーン支出に充当されていた金額（グリーン・カテゴリー別および年度別（当年度または過年度）の内訳を含む。）
- 一時的に未充当の資金の金額（もしあれば）
- グリーン支出の適格性に関する変更につながった進展
- 支出のEUタクソノミーとの整合率（もしあれば）

## インパクト報告

インパクト報告は、既存の一般に入手可能なデータに基づき、かつ関連情報が入手可能であることを条件に、適格グリーン支出に関する情報を提供する。インパクト報告へのアプローチは、新しい報告基準に合わせて、またハンガリー自身の情報報告・収集システムに応じて、今後更新される可能性がある。インパクト報告の目的は、アウトプット指標に関する情報だけでなく、環境インパクト指標（定量化できる場合は炭素インパクト指標に焦点を当てる見込み）に関する情報を提供することである。これらの指標の算出方法は、統合グリーンボンド報告書に掲載される。説明のために、インパクト報告書では、以下のアウトプット指標とインパクト指標に関する情報を提供することができる（注：調達資金の充当に影響される。）。

適格グリーン支出	アウトプット指標	環境インパクト指標
----------	----------	-----------

<p>クリーン輸送</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 電化鉄道インフラ累計(km)</li> <li>- 旅客キロ(すなわち、1人の乗客を1キロメートル輸送すること)および/もしくは旅客数、またはトンキロ(すなわち、1トンを1キロメートル輸送すること)および/もしくはトン</li> <li>- 電気自動車充電ステーションの設置数</li> <li>- 環境に配慮した車両の導入台数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間エネルギー節約量 (MWh)</li> <li>- 年間温室効果ガス排出回避量 (CO<sub>2</sub>換算)</li> <li>- 年間旅客列車キロ数</li> </ul>
<p>土地利用と生物資源</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 持続可能な農地の面積 (ヘクタール)</li> <li>- 持続可能な森林の面積 (ヘクタール)</li> <li>- 保護地域の面積 (ヘクタール)と割合</li> <li>- Natura2000対象区域数</li> <li>- 保護活動の恩恵を受ける絶滅危惧種の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間温室効果ガス排出回避量 (CO<sub>2</sub>換算)</li> </ul>
<p>エネルギー効率 (グリーンビルディングを含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 申請件数</li> <li>- 受益者の数と性質</li> <li>- エネルギー性能改善の対象となる建物数</li> <li>- 建築された認証建物数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間エネルギー節約量 (MWh)</li> <li>- 年間温室効果ガス排出回避量 (CO<sub>2</sub>換算)</li> </ul>
<p>再生可能エネルギー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- プロジェクト件数</li> <li>- 再生可能エネルギー総容量(MW)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間エネルギー生産量(MWh)</li> <li>- 年間温室効果ガス排出回避量 (CO<sub>2</sub>換算)</li> </ul>
<p>汚染防止・管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 埋立から転換された廃棄物の量</li> <li>- 予防・最小化・再利用・再資源化された廃棄物の量</li> <li>- 固形廃棄物管理改善プロジェクトを実施しているコミュニティの数/割合</li> <li>- 浄化/修復された土地の面積 (汚染地)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間温室効果ガス排出回避量 (CO<sub>2</sub>換算)</li> </ul>
<p>持続可能な水・廃水管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 投資を受けている廃水資産の数</li> <li>- 年間管理水量</li> <li>- 年間廃水処理量 (m<sup>3</sup>/年および人口当量/年ならびに%)</li> <li>- 水道網効率化率</li> <li>- 漏水率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間節水量 (m<sup>3</sup>/年、水使用量の削減率 (%))</li> </ul>
<p>気候変動への適応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 気候変動への適応/耐性を支援するプロジェクトの件数と性質</li> <li>- ハザードマップ作製、リスク評価または適応計画を完了したコミュニティの数</li> <li>- 気候変動、災害および気象への構造的適応能力が向上した構造資産および/または自然資産の数</li> </ul>	

研究・革新および意識向上	- 資金提供を受けた研究または教育プロジェクト件数 - 出版物の数 - 主な取り組みの一覧または主な事例の紹介	
--------------	---	--

#### e. 外部レビュー

ハンガリーは、発行前検証を行っており、発行後レビューの実施に努める。ハンガリーはまた、現地の発行要件を満たすために必要と認められる場合には、外部審査人の関与も検討する。

#### グリーンボンド・フレームワークの発行前検証

ハンガリーは、独立したセカンドパーティ・オピニオン（グリーンボンド・フレームワークおよび適格グリーン支出による調達資金の意図された用途がICMAのグリーンボンド原則に沿ったものであることを確認するもの。以下「セカンドパーティ・オピニオン」という。）を提供するためにサステナビリティクスを採用した。セカンドパーティ・オピニオンは、ÁKKのウェブサイトのグリーンボンドのセクションで一般に閲覧できるようになっており、更新されることがある。

#### 資金充当およびインパクトに関する報告の発行後レビュー

ハンガリーは、資金充当およびインパクトに関する報告を保証するために、独立した第三者と契約する。このプロセスは、全額が充当されるまで毎年実施される。

- 資金充当報告を検証することにより、かかるグリーンボンドの正味調達資金に等しい金額が、グリーンボンド・フレームワークの基準および目的に従って充当されていることを確認する。
- インパクト報告を検証することにより、公認の市場ガイドラインとの整合性、開発された報告のプロセスと方法論の健全性および選択された指標を確認する。

## 本件グリーンボンドへの投資を検討する者が考慮すべき事項

発行者は、本件グリーンボンドによる発行手取金を適格グリーン支出（「第3 資金調達」の目的及び手取金の使途）において定義する。）に充当する意向である。本件グリーンボンドに対する投資を検討する者は、「第3 資金調達の目的及び手取金の使途」に記載の情報および本「第5 その他の記載事項 - ハンガリーのグリーンボンド・フレームワーク（2023年7月）」に記載の上記の情報を考慮し、本件グリーンボンドへの投資を目的とした場合におけるかかる情報の妥当性を、必要とみなすその他の調査とともに自ら判断しなければならない。

かかる発行手取金の使途が、とりわけグリーンボンド・フレームワークの対象であるか、またはこれに関連するプロジェクトもしくは充当先が環境に対して直接的もしくは間接的に与える影響について、投資家の遵守すべきまたは遵守する意向である、現在または将来の投資基準もしくはガイドラインを満たすことを、発行者も共同主幹事会社も保証するものではない。

現在、「グリーン」またはこれと同等に表示されたプロジェクトを構成する要素についての一貫した定義または市場のコンセンサスはなく、また時間の経過とともに明確な定義もしくはコンセンサスが形成されるか、あるいは適格グリーン支出の対象であるかもしくはこれに関連するプロジェクトまたは債券発行の実施期間中に環境、社会および/またはその他の悪影響が生じないという保証もできないことに留意すべきである。したがって、適格グリーン支出がかかる「グリーン」もしくは類似の表示に関する投資家の期待もしくは要求を満たすことを保証することはできない。投資を検討する者はそれぞれ、ハンガリーのグリーンボンド・フレームワークに記載の要素を考慮し、本件グリーンボンドの発行手取金の使途およびその購入に関する本書中の情報の妥当性について自身の独立の財務アドバイザーまたはその他の専門家の助言を求め、投資判断をする前に自身の結論を出すために必要と思われるその他の調査を実施すべきである。

本件グリーンボンドの発行に関連して、発行者はセカンドパーティ・オピニオンの発行につき、専門家であるサステイナリティクスを任命している。セカンドパーティ・オピニオンは、本書の一部に組み込まれもしくはこれを構成するものではなく、またそのようにみなされるものでもない。セカンドパーティ・オピニオンは、上述したまたは本書が参照する情報に含まれるストラクチャー、市場、追加的なリスク要因に関連するあらゆるリスクならびに本件グリーンボンドの価値または適格グリーン支出に影響を及ぼすことのあるその他の要因の潜在的影響を反映しないことがある。セカンドパーティ・オピニオンは、有価証券の売買または保有を推奨するものではなく、あくまでもそれが公表された日現在における意見に過ぎない。現在、この種の意見書および認定証の提供者は、いかなる具体的な規制またはその他の制度もしくは監督の対象にもなっていない。投資を検討する者は、本件グリーンボンドへの投資のため、セカンドパーティ・オピニオンおよび/またはそれに記載された情報ならびにセカンドパーティ・オピニオンの提供者の妥当性を自ら判断しなければならない。とりわけ、発行者または共同主幹事会社は投資家に対して、セカンドパーティ・オピニオンが当該投資家またはその投資が遵守を求められる投資基準もしくはガイドラインに係る現在もしくは将来の投資家の期待または要求を反映するものになるとの保証または表明を行うものではなく、また行うことはできない。本件グリーンボンドの保有者は、セカンドパーティ・オピニオンの提供者に対して求償権を有していない。セカンドパーティ・オピニオンが撤回された場合、本件グリーンボンドの価値に影響が及ぶことがあり、および/またはグリーン資産に投資すべきポートフォリオ上の負託を受けている一定の投資家が影響を受けることがある。

本件グリーンボンドが証券取引所もしくは証券市場の「グリーン」に特化したまたはその他これと同等に表示されたセグメントへの上場もしくはこれにおける取引を認められた場合、発行者、共同主幹事会社またはその他の者のいずれも、かかる上場もしくは許可が、投資を検討する者が遵守を求められるかまたは遵守する意向である現在または将来の投資基準もしくはガイドラインを満たすとの表明もしくは保証を行うものではない。さらに、かかる上場または取引許可の基準は証券取引所または証券市場によって異なることに留意されたい。発行者、共同主幹事会社またはその他の者のいずれも、本件グリーンボンドについて当該上場もしくは取引許可が得られ、または本件グリーンボンドの残存期間中にかかる上場もしくは取引許可が維持されるとの表明もしくは保証を行うものではない。

発行者は、本件グリーンボンドの発行手取金を適格グリーン支出に充当する意向であるが、その契約上の義務はない。かかる適格グリーン支出が利用可能であるか、もしくは予期される方法で実施可能であるかについて保証することはできず、したがって、発行者がその意図した適格グリーン支出に発行手取金を充当できると保証することはできない。また、適格グリーン支出が期待されたとおりに完了するか、または当初期待もしくは予期されたとおりの影響もしくは結果（環境、社会その他）を達成することを保証することはできない。理由の如何を問わず、発行者が本件グリー

ンボンドの発行手取金を適格グリーン支出に充当せず、もしくは発行手取金の使途もしくは適格グリーン支出について予想どおりの報告を行わず、または第三者が当該債券に関する意見書もしくは認定証を発行せず（もしくは撤回し）、または当該債券が「グリーン」もしくはこれに類する表示に関する投資家の期待もしくは要求を満たさない場合においても、これらのいずれも本件グリーンボンドに関して債務不履行事由または契約違反を構成するものではない。

本件グリーンボンドが「グリーン」もしくはこれと同等の特徴に係る投資家の期待もしくは要求を満たさないか（適格グリーン支出に発行手取金を充当しない場合を含む。）、第三者の意見書もしくは認定証を提供しないかもしくは撤回したか、当該債券が上述の特化した証券取引所もしくは証券市場への上場もしくはこれらにおける取引許可を停止したか、または発行者が発行手取金の使途もしくは適格グリーン支出についての予想どおりの報告を行わなかった場合、これらは当該債券の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、および/またはグリーン資産に投資すべきポートフォリオ上の負託を受けている一定の投資家にとって不利な結果（本件グリーンボンドが投資家の投資基準もしくは負託に該当しなくなった結果、当該債券を売却せざるを得なくなるという結果を含むことがある。）をもたらす可能性がある。

## 発行登録目論見書の表紙および表紙裏の記載事項

本債券の募集に関する発行登録目論見書の表紙に発行者の国章および名称、本債券の名称ならびに各共同主幹事会社の名称を記載する。なお、本債券の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

「第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)

第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)(グリーンボンド)

注：発行者は、以下に記載される引受人を共同主幹事会社として、円貨債券および/または円貨債券(グリーンボンド)を単数本または複数本立てで起債する予定である。」

下記の文言が本債券の募集に関する発行登録目論見書の表紙裏に記載される。

「第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)および第(未定)回ハンガリー円貨債券(2024)(グリーンボンド)(以下「本債券」と総称します。)については、債券の管理会社は設置されておりません。このため、発行者が本債券に基づく義務を履行しない場合などには、本債券の元金および利息の支払を受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要に応じて、各々の本債券の債権者(以下「本債権者」といいます。)が単独でまたは他の本債権者と共同して行わなければなりません。財務代理人は、発行者のためにのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務も負わず、また、本債権者との間で代理または信託関係を有しません。

本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含みます。)(以下「証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、本債券が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売付けされてはなりません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。」

< 上記本債券以外の債券に関する情報 > 」